

大河原町

町営墓地使用の手引き

町営墓地の使用にあたっては、大河原町営墓地条例、大河原町営墓地条例施行規則による決まりがありますので、この手引きをよくお読みのうえ、正しく使用してください。

この手引きは、町営墓地使用許可証と一緒に大切に保管してください。

大河原町

目次

	ページ
1 町営墓地使用許可証について	1
2 使用権について	1
3 使用許可の取消しについて	1
4 使用墓地内の管理について	1
5 設備の制限・工事について	2
○設備の制限	
○工事の手続き	
6 遺骨の埋蔵について	2
○改葬の手続きについて	
7 各種手続きについて	3
○使用許可証を紛失等したとき	
○使用者の住所等が変わったとき	
○使用者が亡くなり、使用権を承継するとき	
○分骨等をするとき	
8 墓地を使用しなくなったときについて	4
9 管理料について	4

町営墓地の名称及び位置

名 称	位 置
原 前 霊 園	大河原町大谷字原前 55 番地 1
頼母山霊園	大河原町金ヶ瀬字台部 105 番地

1 町営墓地使用許可証について

墓地使用者に『町営墓地使用許可証』を交付します。許可証は、墓地の『使用権』を示す唯一の証書です。各種手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

2 使用権について

使用墓地は他人に転貸したり譲渡したりすることはできません。ただし、相続人又は親族等の承継者に限り、承継することができます。

3 使用許可の取消しについて

大河原町営墓地条例により、次の場合は使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 使用者が死亡した日から2年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が許可を受けた日から使用をなさずに2年を経過したとき。
- (3) 使用者が3年間管理料を納めないとき。
- (4) 使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (5) 使用者が許可を受けた墓地を転貸したとき。
- (6) この条例若しくはこれに基づく命令に違反したとき。

使用者は使用許可を取消されたときは、その場所を原状に戻し、返還しなければなりません。すでに納入した使用料は還付いたしません。

4 使用墓地内の管理について

墓地使用者は、常に環境を損なわないようにしなければなりません。使用区画内の清掃や除草等は、使用者が行ってください。

また、近隣の使用者の迷惑にならないよう綺麗にしておきましょう。供物や供花の片付けも忘れずをお願いします。

5 設備の制限・工事について

○設備の制限

- ◇隣接する外柵と外柵は5 cm以上離すものとします。
- ◇墓碑及びこれに類するものの高さは、3 m以内とし、盛土並びに困障の高さは60 cm以内とします。
- ◇植栽は、常に高さ2 m以内に整形できる樹種とします。

○工事の手続き

- ◇新しく墓碑等を建てる場合や改修工事を行う場合、墓碑等を撤去する場合には、事前に『町営墓地設備等設置（改修）承認申請書[※]』を提出し、承認を受けなければ工事ができません。
また、工事が完了しましたら『竣工届[※]』を提出してください。
- ◇お彼岸、お盆、年末年始期間中は、事故防止のため工事はできません。

6 遺骨の埋蔵について

遺骨を埋蔵する場合は、『町営墓地使用許可証』と『死体火葬許可証』を担当窓口を持参してください。

別の墓地等から遺骨を町営墓地に納める場合は、『改葬許可証』が必要です。

○改葬手続きについて

墓地等に収められている遺骨を別の墓地等に納める場合は、「改葬許可証」が必要となります。

「改葬許可証」は、現在遺骨が納められている墓地等が所在する市町村長が発行しますので、お問い合わせください。

7 各種手続きについて

○使用許可証を紛失等したとき

必要なもの	<ul style="list-style-type: none">○町営墓地使用許可証再交付申請書[※]○使用者の身分証明書の写し
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

○使用者の住所等が変わったとき

必要なもの	<ul style="list-style-type: none">○町営墓地使用許可証記載事項変更届[※]○住所変更の場合は、新住所の住民票抄本○本籍、氏名の変更の場合は、変更したことがわかる戸籍抄本○町営墓地使用許可証
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○使用者が亡くなり、使用权を承継するとき

必要なもの	<ul style="list-style-type: none">○町営墓地使用承継届[※]○前使用者の町営墓地使用許可証○承継者が相続人である場合は、戸籍謄本その他相続人であることを証する書類○承継者が相続人以外である場合は、その承継原因を証する書類○承継者の住民票抄本○身分証明書の写し（前使用者死亡の場合は、承継者のみ）○その他町長が必要と認める書類
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○分骨等をするとき

必要なもの	<ul style="list-style-type: none">○町営墓地焼骨埋（収）蔵証明申請書兼証明書[※]○町営墓地使用許可証○身分証明書の写し
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8 墓地を使用しなくなったときについて

墓地を使用しなくなった場合は、使用者の負担で墓石等を撤去し、原状に戻してから『町営墓地返還届[※]』を提出してください。工事をする場合は、事前に手続きが必要になります。

遺骨が納められている場合は、改葬手続きが必要ですので、お問い合わせください。

なお、墓地を返還した場合、すでに納入した使用料は還付しません。管理料は、その返還があった前月分までを月割で徴収し、すでに納入があった場合は、その月以降分を還付します。

9 管理料について

管理料は、墓地内の通路や側溝等の共用部分の清掃管理経費として、毎年1回納入していただくものです。

毎年6月中旬にその年度の納入通知書をお送りします。納入期限は6月30日となりますので、納入通知書に記載された納入場所で納入してください。

※のついた申請書や届出の様式は、担当窓口にあります。

お問い合わせ

町民生活課 環境衛生係 TEL 0224-53-2114

初 版 平成30年10月1日

第2版 令和4年1月1日